

1 議事日程(5日目)

[平成16年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成16年3月24日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について
- 日程第2 議案第5号 上水道の給水協定について(建設経済常任委員会)
- 日程第3 議案第6号 下水道の排水協定について(建設経済常任委員会)
- 日程第4 議案第8号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第5 議案第11号 太宰府市地域活性化複合施設条例の制定について(建設経済常任委員会)
- 日程第6 議案第12号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第13号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第14号 太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について(建設経済・環境厚生常任委員会)
- 日程第9 議案第15号 平成15年度太宰府市一般会計補正予算(第7号)について(各常任委員会)
- 日程第10 議案第16号 平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第11 議案第17号 平成15年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第3号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 議案第18号 平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第19号 平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第14 議案第20号 平成15年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第15 議案第21号 平成15年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第16 議案第22号 平成16年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第17 議案第23号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第18 議案第24号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計予算について(予算特別委員会)

- 日程第19 議案第25号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第20 議案第26号 平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第21 議案第27号 平成16年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第22 議案第28号 平成16年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第23 議案第29号 平成16年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第24 請願第1号 精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 請願第2号 年金課税の改正実施の見送りを求める請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第26 請願第3号 太宰府市の保育行政に対する基本認識について説明を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第27 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願（総務文教常任委員会）
- 日程第28 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願（建設経済常任委員会）
- 日程第29 意見書第1号 年金課税の改正実施の見送りを求める意見書
- 日程第30 太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について
- 日程第31 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について
- 日程第32 議員の派遣について
- 日程第33 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 岡部茂夫 | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 村山弘行 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである

- 17番 福廣和美 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	上 疆
市民生活部長	石橋正直	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田 讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	白石純一	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	市民課長	藤 幸二郎
建設課長	武藤三郎	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟 満	教務課長	松永栄人

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	小田勝弥
議事課長	木村 洋
書記	伊藤 剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておっております。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について

議長（村山弘行議員） 日程第1、推薦第1号「太宰府市農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

本案は、現在の農業委員会委員の任期が本年4月8日で満了するため、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員として平島富彦氏、蓑原英行氏の2人を推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、平島富彦氏、蓑原英行氏の2名を推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第2と日程第3を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第2、議案第5号「上水道の給水協定について」及び日程第3、議案第6号「下水道の排水協定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2及び日程第3を一括議題とします。

日程第2及び日程第3は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯 修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 皆さんおはようございます。

3月3日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第5号「上水道の給水協定について」及び議案第6号「下水道の排水協定について」につきましては、3月8日委員6名出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果を一括してご報告いたします。

それではまず、議案第5号「上水道の給水協定について」をご報告いたします。

本協定は、市民生活の用水確保及び水道事業会計の円滑な運営のため、隣接する筑紫野市と昭和43年から5年ごとの更新で協定を締結しているものであり、今回新たに締結する期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間とのことです。

委員からさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第5号については、出席委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第6号「下水道の排水協定について」をご報告いたします。

本協定につきましても、先ほどご報告いたしました議案第5号の「上水道の給水協定」と趣旨についてもほぼ同様であり、筑紫野市と昭和58年から5年ごとの更新で協定を締結しているものであります。今回新たに締結する期間は、上水道の給水協定と同じく、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間とのことです。

委員から、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第6号については、出席委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第5号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第6号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第5号「上水道の給水協定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第6号「下水道の排水協定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 6 号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第 6 号は可決されました。

可決 賛成18名、反対 0 名 午前10時05分

~~~~~

日程第 4 議案第 8 号 市道路線の認定について

議長 (村山弘行議員) 日程第 4、議案第 8 号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14 番 佐伯 修議員 登壇]

1 4 番 (佐伯 修議員) 3 月 3 日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第 8 号「市道路線の認定について」につきましては、3 月 8 日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、現地調査を行い、審査いたしましたので、その内容と結果についてご報告いたします。

今回、市道路線の認定を行う「広丸 1 号線」は、観世音寺土地区画整理地内の市有地売却に伴い、隣接地の進入路確保のために、観世音寺二丁目に新設された総延長34.81m、平均幅員 4 m の路線であり、現地において担当所管課から詳細に説明を受けました。

審査した結果、委員からさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第 8 号については委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 8 号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第 8 号は可決されました。

可決 賛成18名、反対 0 名 午前10時07分

~~~~~

日程第 5 議案第 1 1 号 太宰府市地域活性化複合施設条例の制定について

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第 5、議案第11号「太宰府市地域活性化複合施設条例の制定について」を議題とします。

本案は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[ 14番 佐伯 修議員 登壇 ]

1 4 番 ( 佐伯 修議員 ) 3 月 3 日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託された議案第11号「太宰府市地域活性化複合施設条例の制定について」につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の条例の制定の理由につきましては、市長の提案理由の説明のとおりであり、条例の案文について順に説明を受けました。また、3月3日の本会議の質疑において、山路議員から資料請求された運営規則の案を、委員会審査資料として執行部から提出されましたので、この規則案についても詳細に説明を受けました。

委員会終了後、この運営規則案につきましては建設経済常任委員以外の皆さんにも事務局から配付されていると思います。

なお、この運営規則は案のため、まだ最終的な法令審査などを受けていないとのことでありましたが、現時点ではこの規則の中で進めていきたいということで、条例に基づき具体的に定められております。

委員から、市内外在住者という区分での料金設定を行うのかとの質疑があり、施設を利用するスペースが同じであるので、料金区分は行わないとのことでありました。

また、使用時間として規則案に定めている時間は、原則として午前 9 時から午後 6 時までと規定されているが、この施設の建設目的は人通りを増やし、地域を活性化させるためのものであるため、使用時間についてもう少し延長することはできないのかとの質疑に対しては、人員配置や事業計画が明確になっていない中で、時間を初めから夜遅い時間に定めることは困難であると考え、午後 6 時までと決めているが、地域の方々からも夜のにぎわいのためにも施設に電気をつけてほしいとの要望もあっており、今後夜に人が集まるような自主事業や事業誘致などができれば、使用時間を検討することになっているとのことでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第11号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時12分

~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第6、議案第12号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第7、議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6及び日程第7を一括議題とします。

日程第6及び日程第7は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に審査付託されました議案第12号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、3月5日に委員全員出席のもと委員会

を開き審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

議案第12号は、執行部から教育長の給与等を定める根拠法である教育公務員特例法の第15条が削除され、以降の条文が1条ずつ繰り上げられたため、本条例第1条中17条第2項を第16条第2項に改正すると補足説明がありました。

質疑において、この条例改正で教育長の職務内容、勤務内容に何ら変更がないことを確認いたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

まず、執行部から地方公務員災害補償法及び同法施行規則の改正に伴い、総務省が示す地方公共団体の条例案に基づき改正を行うこと。公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償については、平成14年3月に別途条例を制定しているため、除外規定として第2条に第3号として加えたこと。公務災害が起因となり、支給される各種年金の支給率を変更する。一部引き上げるものもあるが、一般的には引き下げるなどの補足説明を受け、条例の改正内容を確認しました。

委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、議案第13号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第12号及び議案第13号について報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第12号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第13号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第12号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時17分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時17分

~~~~~

日程第8 議案第14号 太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第14号「太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題にします。

本案は、建設経済及び環境厚生各常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯 修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において、建設経済常任委員会と環境厚生常任委員会に分割審査付託されました議案第14号「太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の当委員会所管分としての改正は、平成14年12月に国の「米政策大綱」が策定され、これを受けて平成15年6月20日付で、「太宰府市都市近郊水田農業推進協議会」の運営規則を設定しておりますが、その内容と重複している「太宰府市農政推進委員会及び太宰府市農業生産構造特別対策推進協議会」を廃止するものであるとのことでした。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第14号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任副委員長 安部陽議員。

〔15番 安部 陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 委員長入院のため、副委員長から報告させていただきます。

3月3日の本会議において、分割審査付託されました議案第14号「太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、3月9日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の条例改正は、太宰府市地域福祉計画の策定委員会を設置するものですが、委員より、現在福祉に関連するさまざまな計画が策定されているが、それらの計画とはどう違ってくるのかとの質疑に対し、既に作成してあるものと重複するものについては、今回策定する地域福祉計画の一部と位置づけ、地域福祉計画を策定することにより、既に策定されている計画のより一層の充実を図っていくとの回答がありました。

質疑を終わり、討論はなく、議案第14号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの副委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時22分

~~~~~

日程第9 議案第15号 平成15年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第15号「平成15年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月3日の本会議において、各委員会に分割付託されました議案第15号「平成15年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の総務文教常任委員会所管分については、3月5日に委員全員出席のもと委員会を開き、慎重に審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本議案における所管分については、本会議において市長から提案理由でも説明を受けておりましたように、歳入では地方交付税、事業費等の確定により、過不足が生じ、財源の調整がされておりました。歳出において、入札減、執行残などで生じた不用額の減額補正、災害対策費の増額補正が主でありました。

審査においては、項目別に担当部課長の説明を求め、質疑を中心に進めました。主なものとしては、昨年7月19日の災害に対して、各地よりいただきました見舞金、義援金のうち、見舞金605万1千円を9款1項5目の災害対策費として、災害に対する初動体制の備品の購入などに充てたとのことでした。

また、質疑においては災害復旧費の補助要望額が、査定により全体でどのくらいの減額になるのかとの質問に対し、回答では5億円から6億円の減額になる見込みであり、この減額分を救う形で特別交付税が例年に比べて2億6,000万円増額になってるとのことでした。このことに対して、査定で減額されれば市の一般財源をつぎ込まなければならない結果になることから、国に対して陳情を引き続き行っていただくよう委員からの要望がっております。

本議案に対する質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、議案第15号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯 修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において、各常任委員会に分割審査付託されました議案第15号「平成15年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の建設経済常任委員会所管分につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の当委員会分の主な補正としましては、市長の提案理由説明でもありましたように、歳入では事業費の確定による国庫支出金の市債の調整、歳出では不用額などによる減や災害復旧災害査定を受けての財源の組み替え、また追加分として、西鉄二日市駅東側アクセス道路として、福岡県が施工する県道観世音寺・二日市線の延伸事業に伴う地元負担金や佐野土地区画整理事業保留地処分金を基金に積み立てるため、計上されたものなどでございます。

また、地域活性化複合施設整備事業5,472万円ほか9件の繰越明許費や、地方債補正として7件が追加変更し計上されております。

JR太宰府駅関連業務委託は、昨年6月の補正予算で1,420万9千円が追加計上され、そのうち駅新設に関する総務省協議資料作成業務とバリアフリーの基本構想について、予定していた861万2千円の委託料を、平成16年度への繰越明許費として計上したいとの補足説明を受けました。

委員から、駅新設までの今後の予定を確認いたしましたところ、現在は基本構想をまとめる最終段階であり、基本構想策定後資料を作成して、総務省と協議し、実施設計を行い、予定している平成17年度の国立博物館開館にあわせて、駅を新設していきたいとのことであります。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第16号の建設経済常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任副委員長 安部陽議員。

〔15番 安部 陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 3月3日の本会議において、3常任委員会に分割審査付託されました議案第15号「平成15年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し審査いたしましたが、本議案に対するさしたる質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第15号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの副委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時31分

~~~~~

日程第10から日程第13まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第16号「平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から日程第13、議案第19号「平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10から日程第13までを一括議題とします。

日程第10から日程第13までは、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、副委員長の報告を求めます。

環境厚生常任副委員長 安部陽議員。

〔15番 安部 陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 3月3日の本会議において、環境厚生常任委員会に審査付託された議案第16号「平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第17号「平成15年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」、議案第18号「平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」、議案第19号「平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」に

つきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

これらの議案の中で、特に質疑が集中したのは、議案第18号の介護保険事業特別会計でありました。以前から委員会でも指摘があっている住宅改修の検査体制について、再度対策を尋ねたところ、建築の資格を持った技師が少なく、また技師が災害の復旧業務に追われているため、すべての検査を技師で行うことには困難性があるため、今後は抜き打ち的に検査を行うなどの対策を考えていくとの回答を得ました。

それぞれの議案に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第16号の副委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第17号の副委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第18号の副委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第19号の副委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第16号「平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する副委員長の報告は原案可決です。本案を副委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時36分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第17号「平成15年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する副委員長の報告は原案可決です。本案を副委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時36分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第18号「平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する副委員長の報告は原案可決です。本案を副委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時37分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第19号「平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する副委員長の報告は原案可決です。本案を副委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時37分

~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第14、議案第20号「平成15年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について」及

び日程第15、議案第21号「平成15年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

日程第14及び日程第15は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯 修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第20号「平成15年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び議案第21号「平成15年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から詳細に補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第20号「平成15年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」ご報告します。

まず、収益的収入及び支出の主なものとして、収入においては前年度の湧水に伴う節水啓発により、当初の見込みから有収水量が伸びなかったことによる水道料金収入が減額補正されたこと。支出においては、委託料などの事業費確定による営業費用の減額補正であります。

次に、資本的収入及び支出の主なものとして、収入においては負担金で、アパートなどの水道加入者増加に伴う団体加入負担金などの増額や、松川ダム排土復旧工事に関する国庫補助、一般会計補助金が増額補正されたこと。支出においては、災害復旧優先のため、次年度以降に先送りを行うなどの事業見直し、執行残、入札減などの減額補正であります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号「平成15年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

まず、収益的収入及び支出の主なものとして、収入においては水道事業会計と同様、前年度の湧水に伴い、有収水量の伸びが見込めないため下水道使用料を減額したこと。支出においては、陣ノ尾雨水幹線15-1工区築造工事に伴う資産減耗費1,400万円などを増額しておりますが、災害復旧の優先のため、延期された管渠調整委託、汚水量減による流域下水道維持管理負担金、企業債利息などについて減額されております。

次に、資本的収入及び支出の主なものとして、収入においては災害復旧優先のため、公共下水道事業債などが減額され、支出においては水道事業会計と同様の理由などで減額されております。その中の、高雄雨水路用地購入費の減額については、高雄雨水路を整備するために予算

計上されておりましたが、高雄川整備を優先するため減額したとの説明がありました。この高雄雨水路については、以前にも委員会で早急に整備してほしいと要望しているものであり、できるだけ早期に解消できるよう委員から再度要望がありました。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、議案第21号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第20号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第21号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第20号「平成15年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時43分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第21号「平成15年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時44分

~~~~~

日程第16から日程第23まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第16、議案第22号「平成16年度太宰府市一般会計予算について」から、日程第23、議案第29号「平成16年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16から日程第23までを一括議題とします。

日程第16から日程第23までは予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 本定例会におきまして、予算特別委員会に審査付託を受けました議案第22号「平成16年度太宰府市一般会計予算について」から議案第29号「平成16年度太宰府市下水道事業会計予算について」は、3月1日第1日目の予算特別委員会で執行部から説明を受け、3月17日、18日の2日間にわたり、市長ほか助役、収入役、教育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

審査に当たりましては、平成16年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、質問形式による審査資料をもとに、具体的施策に対してできるだけ明らかになるよう審査をいたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

初めに、議案第22号「平成16年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業については、市長の提案理由説明また予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに委員会でも詳細な説明を受けておりますので、改めての説明は省かせていただきます。

審査の中で問題点、また委員から出されました指摘、意見、要望についても逐一報告はいたしません、委員会最後にご了承いただきましたように、後日特別委員会議事録が配付されますので、ご参照いただきたいと思います。

長時間にわたり審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」から議案第24号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第25号「平成16年度太宰

府市介護保険事業特別会計予算について」及び議案第26号「平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第27号「平成16年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」を一括して報告申し上げます。

以上5件の特別会計予算については、款、項、目ごとに審査を行いました。なお、審査の詳細については一般会計同様予算審査の会議録を参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第23号から議案第27号までにつきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号「平成16年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第29号「平成16年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても、款、項、目ごとに慎重に審査を行いました。なお、審査の詳細については同様予算審査の会議録を参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、委員全員一致で議案第28号及び議案第29号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第22号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第23号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第24号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第26号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第29号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

~~~~~

再開 午前11時05分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論、採決を行います。

議案第22号「平成16年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第22号「平成16年度太宰府市一般会計予算」につきましては、反対の立場で討論をいたします。

まず、歳入についてですが、歳入については意見を述べさせていただきます。平成16年度の地方交付税は、平成15年度と比較をしますと3億7,000万円の減となっています。これは小泉内閣が進める三位一体の改革によるものですが、日本共産党といたしましては、この三位一体の改革については国から地方への財政支出の削減を図り、福祉や教育など国民の基本的な権利を保障する国の責任を放棄、後退させるものとして反対し、厳しく批判をしています。本来、国は財政不足の補てんに責任を持たなければならないのに、財政不足の半分を地方に転嫁するだけでなく、地方財政法で本来制限された赤字地方債の増発を地方に強要するなど、二重に法の精神に反する対応を続けております。これは、市当局に責任があるものではありませんが、こうした国の地方財政政策に対しましては、地方交付税法の原点に立って財政不足の全額の補てんを行うことを今後も強く求めていただきたいと思います。

次に、歳出について、私どもが容認をできない点といたしましては、1つに同和対策の充実が掲げられていることです。毎年見直しを求めている運動団体への補助金が、平成15年度と変わらず1,394万4,000円組まれていること。また、給付事業についても一部年齢の引き上げや自己負担導入などの見直しは行っているとの報告がありましたけれども、やはり一部の市民だけを優遇する特別な給付はやめて、一般的な施策の中で対応をしていくべきだと考えます。執行部が努力されていることについては評価をいたしますが、法的根拠がなくなった今、いつまでも同和対策を続けることは市民の理解を得られるものではありません。

2つ目に、小学校給食の民間委託の問題についてです。平成16年度に水城西小学校の給食調理業務が民間委託をされます。利潤重視の民間に委託をして、子どもたちの食の安全が守れるのかという心配はどうしてもぬぐうことができません。民間委託を進める理由に、よく財政難だという答えが返ってまいります。教育や福祉は自治体が市民に責任を持たなければならない分野だということを忘れないでいただきたいと思います。

以上、平成16年度の一般会計予算につきましては、市民の生活向上にかかわる施策も十分に盛り込まれており、賛成の内容も多数ございますけれども、さきに述べましたように、一部認められない点がございますので、反対を表明いたしまして討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、原案賛成者の方の討論ありませんか。

12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 私は、この平成16年度の予算編成について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、国の三位一体改革の初年度といたしまして、一つの過渡期に当たり、歳入面の不確定要素が多く、加えて地方交付税の大幅減額など厳しい財政運営が余儀なくされている中で、執行部におかれましては予算編成に当たり大変なご苦労があったことと思います。その中でも、市民の要望は現在多種多様でございます。少ない予算の中ではありますが、太宰府の将来に向けて福祉、教育などなどの向上に向けた広く市民に反映されるような予算の執行をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 次に、原案反対者の討論はありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 平成16年度太宰府市一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

現在太宰府のみならず、市民の日常に最も近い地方自治体の財政は深刻な財政危機に見舞われています。バブル期における自治体自身の放漫経営、その後始末に対する国の公共事業重視の景気対策が主な原因とも言われています。国、地方、この危機的財政状況の中、国は三位一体の改革のもと、地方交付税を削減し、国と地方の関係を見直そうとしています。

太宰府市においても、平成16年度は昨年に比較し9.1%減、額にして3億7,000万円という額の削減がなされています。今後この削減が進むことにより、財源不足を補うための借金、すなわち地方債を含む借入金の元利償還の負担額が大きいのしかかり、市民生活の質的充実に向けて前向きに予算を生かすというようなゆとりなど望めません。現在太宰府市の経常収支比率は、91.9%という数字であります。これは一般企業においては既に破綻している状態だと言え、このような現状に市長は施政方針において、行財政再建を最優先課題として取り組んでいくと明確にしておられます。しかしながら、この行財政改革は昭和63年度から第一次行政改革大綱及びその実施計画に取り組んできたにもかかわらず、結果として行財政改革の効果が数値などで明確にあらわれていません。

このようなことも踏まえながら、今回の予算編成を行政改革の観点から予算案を反対する根拠として3点上げます。

まず1点目は、補助金などの整理、合理化ですが、この補助金額は今年度予算では約35億円、この10年間の数値を見ますと、約27億円から30億円の数値で経過し、ほぼ個人市民税に相当する額です。補助金といいましても内容はさまざまで、負担金、助成金、補助金とあり、金額も特別会計である下水道会計の補助金約7億3,000万円から数千円単位と額には大きな開きがあります。この補助金については、行政の業務を補完し、さまざまな施策の推進を図る団体への奨励金的なものもあり、またこれまでの経緯も踏まえると、補助金そのものを否定するものではありません。しかしながら、現状の補助金交付団体の状況を見た場合、その交付が果たして公益上妥当かどうか。また、既得権化、継続化、膨張化しているのではないかという問題

点、また外郭団体など自主自立の運営が基本であるにもかかわらず、行政依存体質があるのではないかという問題点があります。このような団体などに対し、予算審査に当たっては、その事業内容、今年度の収支予算額などの関係書類を要求したにもかかわらず、議会の承認前という事で書類の提出はなされませんでした。このことは、予算審査に当たって、妥当かどうかの判断を下せなかったということと、補助金の交付申請に安易な対応がなされているのではないかと。また、市民団体など交付を受ける側にも行政への依存があるのではないとも言えます。この補助金などの整理、合理化に対しては、行政改革委員会の提言により、部長で構成された庁内委員会を設け、審査に当たっていることは一歩前進であると言えますが、市の財政状況が危機的状況にある中、さらに進んだ見直しは避けられません。行政の業務が肥大化していく現状において、本来は行政がやるべきもの、また市民がやるべきものを分け、行政のスリム化、簡素化を進め、行財政改革を進めていく中において、市民との連携は欠かせず、市民側の自立も求められていく中、この補助金のあり方、基準など時代に即したものに改善していくことは意義があることと言えます。

次に2点目として、組織機構の簡素合理化についてですが、昨年10月の組織機構の見直しがなされましたが、スクラップ・ビルドという市の姿勢に反して、この数年、課、係の数は全体として106と余り変化はなく、その一方で職員数は平成9年の412人から平成15年10月時点で392人と20人減となっております。結果として、職員の事務量は増大するなど、簡素化、合理化とは逆の結果を招いているのではないかと考えられます。このことは、ひいては市民側へのサービスへ影響はまぬがれません。

最後に3点目として、市民の声を反映する手段がアンケート、審議会への参加などで、市長が示されている市民の声を反映し、透明性の高い市政に努めるという姿勢がそれほど反映されているとは評価しがたいものがあります。担当所管の職員の皆様のご苦労され、精査された予算編成のすべてに対し否定するものでありませんが、税の使われ方に国民や市民の目が厳しく問われる現状において、税の受益と負担の関係、公益性と公共性、その費用効果などを改めて考え直す上でも、補助金の見直しについては欠かせない要素と考えて判断して、あえて反対といたします。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私は、平成16年度太宰府市予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

国の三位一体の改革により、本市の交付税も9.1%の減となり、平成16年度予算に大変苦慮したと市長の施政方針でも述べてあります。各自治体でもこのような傾向にあります。しかしながら、本市が目指しております「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けて、行政改革を最優先課題として、災害対策、国立博物館の開館に向けて、歳出と歳入面に配慮され、頑張ってくださいましたことに感謝申し上げる次第であります。太宰府市民の要望と明るい市民

生活を一日も早く実行できますようお願いいたしますとともに、市長、職員の方が一致団結していただきまして、この厳しい財政の中、市民生活安定のため頑張ってくださいようお願いいたします。賛成討論にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に反対の討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、私特別委員長でしたので討論ができませんでした。それで、先ほども山路議員、片井議員が反対討論をしたわけですが、大変内容的にも同意ができます。先ほどから賛成討論がなされておりますが、大変太宰府市の財政が厳しいと、借金が多過ぎるといふ賛成討論があつとりますが、この当初予算書の中の10ページに今年の借金額44億4,740万円が計上されておりますが、この審査の中で、地域活性化複合施設についても大半5億3,930万円については国からの補助金が入ってくるはずであります。また、史跡地公有化事業として6億5,000万円計上されておりますが、はっきり言って、この6億5,000万円の中で太宰府市が負担する金額はほんの4%であります。それから、この災害に対して1億1,620万円についても、やはり国が特別な処置をやるわけであります。そして、こういう財源不足の中で、減税補てん債や臨時財政対策債、借換債とこうありますが、やはりこの部分を基準財政需要額の中に入ると大変な借金というふうに見えますが、この中には元金が保証されてる。やはり市の持ち出しは、そういう状況に全額が全部市民が負担するというわけじゃないということをもっと私はおきたいと思います。

それから、やはり当初予算書の272ページに、現在の太宰府市の借金総額が250億1,446万円あります。これは事実です。しかし、この中には長い間史跡地の買い上げを行った、本来は国が現金を出さなければならないのに、地方自治体に地方債として押しつけた結果がこういう教育債の中にも入つとりますし、また長い間同和対策事業として地域改善対策事業を行ってきました。これについても元利が保証されているわけであります。さまざまな形で、この借金250億1,446万円の中にも元利が保証されており、それをやはり外して純然たる借金がどうなのかという論議が必要だったと思うわけであります。ただ大きな数字だけを見て財政が厳しいという判断をしていいのかどうかという問題があります。やはり、太宰府市はまだはっきり言ってこれだけの借金を認められるということは、まだ財政的にはそう市民に不安をおおる必要はないと私は考えております。しっかりとした行財政の確立が執行部に求められているのではないのでしょうか。

私は、そういう状況の中で、これだけの借金がある。今年もこれだけの借金をしなきゃいかん。災害が起こったから大変だといって、それを理由に保育所の民間委託計画が来年度から進めようとしておりますし、今までもさまざまな民間委託事業に切りかえてきました。現在残っておりますただ唯一の保育所が来年民間委託になろうとしとるわけですが、やはり私は、公共の保育所として残すべきだというふうと考えております。本当に財政需要に必要なもの、そして見直すべきもの、そして私も一般質問を行いました。特にこの太宰府市の一番大きな問

題は債務負担行為です。やはり、債務負担行為というのは、3年も4年もはっきり言って保証するようなことはやっぱり見きわめる、見直す。そして、単年度入札制度にかえていく。そして、私は質問でも行いましたように、やはり県が今競争入札に切りかえております。やはり、太宰府市でも公共事業については指名競争入札ではなく、競争入札に変えていく。そして、しっかりした業者を選定していくこと。そして、やはりそういう公共工事による財政の安定を図ることが必要だと思っております。

また、一般質問でも、また山路議員の討論の中にもありましたが、やはりもう同和対策事業については本当にここできちっとしたけじめをつける必要があるんじゃないかと思うわけです。いつまでもこんな市民の税金を支出していく、一部の人だけに減免をする、安い保育料だとかそういうものは、やはり私ども議員として市民から選ばれてきた以上、やはりそういうことを認めるわけにはいかないと思うんです。執行部におかれても、そのことも一番よく理解されるところだと思いますが、私はこの平成16年度の予算審査に当たりまして、各委員熱心に質疑をしていただきました。また執行部からの説明もありました。ところが、やはりこの予算の中にも大変な問題点も含まれておりますし、今後私どもこの財政計画をどのようにしていくのかの責任も問われますが、平成16年度予算のこの採決に当たりまして、私は先ほどの山路議員、それから片井議員と意見が同じでありますので、反対討論としてかえさせていただきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先般、議員全員によりまして予算特別委員会を開催いたしました。長時間にわたり慎重に審査いたしましたところ、太宰府市においては国の構造改革あるいは三位一体の改革で、地方交付税の削減により本当に財政が困窮している中で、執行部の皆さん方日夜努力されましてこの予算を編成されました。太宰府におきましては、今市民のニーズが多岐多様にわたって、いろいろな面で市民のニーズにこたえ、この予算をむだなく使っていただきまして、太宰府市の今後の発展のために執行部の皆さん方のご努力を奏していただきたいと思っております。また、昨年7月19日の豪雨によります水害でとうとい命が奪われました。その災害復旧を最重点課題として取り組んでいただきますように、切にお願いを申し上げます。この予算に対して多少の不満はありますが、限られた財源を英知と努力によって乗り切られるものと察する次第であります。むだをなくし、効率化を図り、平成16年度の予算を有効に執行されますことをお願いを申し上げます。賛成討論にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私は、一般質問におきまして教育、福祉予算に重点をと意見を申し上げます。予算特別委員会におきましては、補助金を含めての資料要求をいたしました。その予算特

別委員会での執行部の対応には、一部納得しがたいものがあり、委員会では本年度の予算について反対をいたしました。しかし、全体の審議を通じ、災害を含め理解できる部分もあり、反対ということではなく、本会議の採決におきましては3つの点について執行部に要望し、賛成の立場から討論させていただきます。

まず第1点目は、一般質問でも申し上げましたが、予算構成の中で教育、福祉に対してのソフト面での充実を図ること。第2点目は、予算案の災害や消防の補助金にも関連してきますが、会派の代表質問でも若干触れましたが、9月1日に実施されています消防訓練は、団員の訓練として必要なものですが、一般の市民向けには行われておりません。私ども会派の意見は、市民が災害の現実に沿った訓練を実施し、消防団との連携を図ることで訓練がより生かされてくるという趣旨であり、今後その実施を望むものです。第3点目は、補助金や委託料を出している団体について、予算額の根拠となる資料を提出していただくことです。

予算特別委員会においての執行部からの回答は、前年度の決算書と比較して判断すること、また予算が大きく異なる場合には、執行部から説明を行うというものでした。私は先ほど申し上げましたように、この対応について納得ができないところがあり、特別委員会終了後、本年度の決算はまだ出ていませんから、本年度とそして来年度の予算書と比較いたしました。そこでわかったことは、来年度予算の中で一部の団体について補助金が2倍以上に増額されているところがあるにもかかわらず、その理由について執行部からの説明は行われませんでした。つまり、私たち議員からの質問がなければ説明は行われないということであり、そのためにはやはり議員が予算の中身を精査できる資料が必要であるということです。委託料については、入札が必要なもの以外は行動計画及び予算計画を出していただくことは困難なことではないと考えます。また、補助金については、予算特別委員会でも申し上げましたが、現在の非常に逼迫した財政から見て、これまで行われてきた事業そのものについても検討されるべきだと考えます。しかし、予算書の額がこれまでの前例踏襲で算定されているものなのか、それとも新たにさらに効果的な事業を踏まえてのものであるのか、資料がなければ判断することはできません。これらの理由から、議員に対して委託料、補助金の予算案が何を根拠に算定されたものであるかを明確にした資料の配付を再度要求いたします。

以上、執行部に対し3つのことをお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対3名 午前11時30分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第23号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時30分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第24号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時31分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時31分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第26号「平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変予算特別委員会でも熱心に審査をいただきました。反対ではありません。やはりこの貸付事業はもうできないようになっておりますが、やはりこの貸付金の回収が一番大きな原資になっているわけですから、やはり貸付滞納額も決算で見ますと毎年毎年増額になっておりますが、今年はそのようにならないようにひとつ執行部におかれましては、住宅資金の貸付回収に最大の努力をしていただくことをお願いをして、賛成といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時32分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号「平成16年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時33分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号「平成16年度太宰府市水道事業会計予算について」討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 平成16年度の太宰府市の水道事業会計予算については賛成をいたしますが、やはり一般質問でも行っておりましたように、この太宰府市の水道会計というのは事業用も家庭用もやはり同一になっておりまして、市長の回答では料金の見直しを改定という形のとときに検討したいということでしたが、早くこういうものの水道料金の審議会を開いていただ

いて、事業用、家庭用の料金の格差を設けるべきだと。事業用の場合は経費に算入できるという問題がありました。メーターについても県下の中で取ってるところと取ってないところもありますが、再度この太宰府市の水道の料金体系を見直していただくことを要求して、賛成をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時34分

次に、議案第29号「平成16年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時35分

~~~~~

日程第24から日程第26まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第24、請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」から日程第26、請願第3号「太宰府市の保育行政に対する基本認識について説明を求める請願」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第24から日程第26までを一括議題とします。

日程第24から日程第26までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、副委員長の報告を求めます。

環境厚生常任副委員長 安部陽議員。

〔15番 安部 陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 3月3日の本会議において、環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」、請願第2号「年金課税の改正実施の見送りを求める請願書」、請願第3号「太宰府市の保育行政に対する基本認識について説明を求める請願」につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

まず、請願第1号は、筑紫地区に居住する精神障害者を持つ家族で構成される「五筑会」が、現在民家を借用し運営している小規模作業所「みぎわ工房」を、法定の小規模通所授産施設に移行させるための用地として、公有地を貸与させてほしいという内容の請願であります。

執行部に対して現在の状況を尋ねたところ、同じ内容の要望が市長あてにも提出されており、現在4市1町で協議中であるとのこと、また、五筑会としては、できれば現在大野城市にある「みぎわ工房」の周辺の土地を希望しているが、その近辺に公有地がないため、継続して協議中であることなどの報告がありました。この執行部の報告を受け協議いたしました。現在関係市で協議中であること、また議会に対する請願がまだ本市にしか提出されていないことなどの理由から、もう少し調査研究をしてはどうかとの意見が出され、本請願を継続審査することで採決した結果、委員全員一致で請願第1号については、継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号についてであります。これは昨年の12月に出された平成16年度税制改正大綱中の年金税制部分の実施の見送りを求めるもので、具体的にはお手元に配付しております資料のとおりとなっております。

委員より、年金生活者にとって老年者控除の廃止等は切実な問題であり、不況の時期にあえてこういった改正はすべきではないという意見が出されました。

本請願に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で請願第2号については採択すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第3号についてであります。これは昨年から話があります都府楼保育所の民間委託に関連して、保護者に市の保育行政に対する基本認識を説明してほしいという内容の請願です。

執行部に進捗状況を尋ねたところ、現在も平成17年4月の民間委譲に向け、職員組合と協議中であるとの説明がありました。

委員より、昨年の12月から今までの2か月間で、保護者と何らかの接触をしたのかと尋ねたところ、保護者会の会長と文書で1回やりとりをただけとのことであったため、組合の協議と並行して保護者の説明を早急に行い、保護者の不安を取り除く必要があるのではないかとの意見が出され、執行部としても説明会を開催する方向で内部協議をしていくとの回答を得ました。

また、討論では、本請願は民間委託の是非を問うものではなく、市が子育てをどう考えているかを説明してほしいという内容であり、当然市は説明責任を果たすべきであるとの賛成討論がありました。

採決の結果、委員全員一致で請願第3号については採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願の処理の経過及び結果について、全員協議会や委員会協議会で報告をしていただくよう要望もしております。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

請願第1号の副委員長長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号の副委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、請願第3号の副委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する副委員長長の報告は継続審査です。副委員長長の報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対0名 午前11時42分

議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号「年金課税の改正実施の見送りを求める請願書」について、討論はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今回のこの請願は、税制改革に関する部分の請願でございますが、環境厚生常任委員会に出されました資料にもありますように、この税制改正は年金制度の改革に関する観点を踏まえての年金税制の改正でございますので、年金制度改革に関連した形で私は反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

まず、この年金の問題に関しましては、非常に国民が関心が高いわけでございまして、昨年の11月の衆議院議員の選挙がございました。これは、政権を争う選挙という形で言われたわけですが、特に昨年の衆議院議員の選挙は、一番関心の高かったものは年金の改革でございました。小泉総理は、この総理の在任中は消費税を上げない。その中で年金改革を行う。こういう訴えをされまして、そして自民党と公明党の連立政権を何としても過半数の獲得をいただきたいという形で訴えさせていただいて、政権与党として今日国民の審判をいただいたわけでございます。その中で、今回5年に1回の年金制度の改革が行われているわけですが、特に基礎年金の部分、3分の1を2分の1に引き上げるといった部分等もございまして、ただ単なる手直しではだめだと。そういうことで、抜本的にこれから100年間を見通した中での年金改正を行うべきだという形の中で、自民党さんと公明党とのこの協議の中で、政府与党案として現在国会に提出をされて、審議をされているものでございます。

そういった意味において、今回の年金改革のこの一番の特徴は、この請願が出されたときに私も渡邊議員さんに質問をいたしました。いずれにしても少子・高齢社会を迎えている。これを年金の問題の中で、この少子・高齢社会、特に私たち団塊の世代がいずれ先々年金をいただく立場になる。問題は、私たちが幾ら払ったら幾らもらえるのか。すなわち給付と負担の問題がこの年金改革の中で盛り込まれるかどうかということが一番大きな大事な点だったと言われております。そういう意味において、今回の年金改革に関しましては、給付をどうするか。その前に保険をどうするかということがあるわけでございます。年金制度改革案の概要というのが今年の2月、厚生労働省の方から出ておりますが、この国民年金及び厚生年金の改正の基本的な考え方として、特に言われているのが、将来の現役世代の負担を過重なものとしないうにするとともに、高齢期の生活を支える公的年金としてふさわしい給付水準を確保する。今言われてますように、現在いただかれていますこの年金を維持するためにはどうしたらいいかということで、このまま維持すると保険料が当然負担が上がるということで、26%の保険料になるということと言われております。そういう意味において、それだけではだめだということで、とてもじゃないけども払う方は大変だということで、給付も幾らか下げていこうということで、年金の給付は50%、保険料は18.3%という形の中で法案に盛り込まれたわけでございます。特に、この年金の問題につきましては、今月の19、20、21日と3日間NHKで1時間半から2時間かけて連日年金のテレビ放映がございました。これは、若い人から現在の高齢者の方々、あるいは年金をいただいているの方々、あるいは専業主婦の方々、様々な角度からこの年金の問題について議論がされております。その中で、やはり一番大きな問題になったのは幾ら払って幾らもらうのかというそういう問題でございます。特に、若い人から言われていることは、世代間の格差が大きな問題としてクローズアップされております。現在70歳の方は、納めた保険料の8.3倍をいただいていると。もちろんそのときは物価が安かったという問題もあるでしょうし、たくさん保険を払う人がいたということもありますが、現在の20歳の方は、納めた保険料の2.3倍、こういう不公平感があるのではないかという形の議論もございました。

それで、ここのお手元にあります環境厚生常任委員会に出されました資料の中に、この改革の年金税制の改正部分はということかと言いますと、年金制度改革に資する観点も踏まえつつ、その次ですね、世代間及び世代内の公平を確保するため、年金税制の見直しを行う。すなわち、保険を納める人たちの若い人たちを少しでも軽くするために、今特別にいただいておりますその公的年金を言うならば控除を廃止するといったのがこの年金改正の部分でございます。お手元に新聞の資料が出てますが、老年者控除の廃止へということで、これ新聞が自民党さんの税制調査会の最終調整で、そのことが新聞のトップに書いてあります。この中に、いろいろずっと書いてありますが、特に年金収入が幾ら高額でも、一定の控除が認められている公的年金等控除は、高額所得部分の税優遇を中心に縮小すると書いてありますように、今回のこの改正の部分は、ある程度年金の高額の方々に対しての控除に関して特例措置を廃止するという内容でございます。この下の新聞に、年収205万円以上は増税とありますが、今財務省が出してまます所得税法等の一部を改正する法律案の概要には、モデル年金として夫が203万5,000円、そして妻が年金をいただいている79万7,000円、まあモデル年金ですけど、40年間専業主婦として、言うなれば40年間納めたという形の中でいくと、妻が79万7,000円いただく。合わせますと、283万2,000円は非課税という形の中で、財務省の所得税法等の一部を改正する法律案の概要が出てます。詳しい話になってきますと、ちょっと私もわかりませんが、この新聞にはその部分が触れてありませんので、あえてつけ加えさせていただきたいと思います。

それで、特に大事なことは、この新聞にもありますけども、そのいただいた公的年金の控除を、言うなら高額者の方たちの税制優遇をやめて、やめた分だけ幾らかお金が余るような形になりますが、その余ったお金をどこに持っていかといいますと、この新聞にも書いてありますように、今国庫負担が3分の1、基礎年金の分に関しては3分の1、それに対して2分の1に。その2分の1の財源の一部とするということを私たちは忘れてはならない。要するに、世代間のお互いのあれを支え合いをやっていきましょうという内容で、言うならばある程度の高額者の方たちにはその辺は我慢をしていただく。もちろん下げないにこしたことはないし、たくさんもらいたいという気持ちはわかりますけども、これは納める側と給付の問題で、少子・高齢社会の中で、私はある程度やむを得ないんじゃないかなと思います。

その前に、こういう年金改革やるのにもっと税金のむだを省いたらどうかという話もありますが、当然のことございまして、それはそれとして私はやっていかなくちやいけない。かといってじゃあ年金改革をやらなくていいかという話にはなりませんので、私は今現在4割の方が未納という形で大きな社会的なクローズアップになっております。そういう意味において、今回この年金改正が先送りになった場合に、本当にこの信頼がさらに私は失われていくのではないかという懸念を持っております。議員の一人として、公明党の立場として政府与党の立場としては、この年金改革に関しては私はやはり実施をしていただきたい、こういう思いで反対討論をさせていただきました。ちなみに、那珂川町が昨日本会議が最終日が出てます。4市1町調べさせていただきまして、年金課税に対する請願は春日市は出ておりません。で、大野城

市が19日に最終本会議が終わりまして、この年金課税に対する請願は不採択になっております。昨日は、那珂川町の議会で最終日をやっていますけども、これも不採択になっております。いろんな面で負担があるかと思いますが、しかしこれはこれからの少子・高齢社会の中で私どもがある面においては我慢していかなくちゃいけない部分があるのではないかなという意味で、今回のこの請願の分に関しては反対の立場で述べさせていただきました。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） 今反対の立場での討論ございましたけれども、よその市町村が反対しようとして賛成しようとするということはこの場では関係ないんですよ。これ見ていただくとわかるように、高齢者にしわ寄せの来るようなこういう年金課税強化というもの絶対やるべきでないということです。もともとこういう年金制度自体を破滅に追い込んだのは政府なんですよ。グリーンピアをあっちこっちつくり過ぎたりして、それが今どうにもならんようになっているよ。うなの皆さんもう新聞報道でもよくご存じのとおりだと思います。また、職員住宅を勝手につくったとか、公用車は勝手に買ったとか、この最近の新聞をご覧になるとおわかりだと思いますけども、勝手なことやり放題のことやってるということが既に報道されております。しかも、最近これも多少笑話的に、あるポスターに国民年金の未納者を平気で使って後で気がついたとか、何かばかげたことが続いています。第一こういうことは経済の浮揚策をやることによってできるんですよ。ですから、全く経済浮揚策なんていうの無策そのものです。私自身は、政権政党支持してる一人であっても、絶対こういったことがある、高齢者にしわ寄せの来るようなことあっちゃいかんということで、私はこれは賛成をしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議長、だれかまだ反対討論ありますか。私は賛成討論ですが、それで許可いただけますか。

議長（村山弘行議員） 構いません。

19番（武藤哲志議員） 大変委員会でも熱心に審議をいただいたということで、委員長報告は可決ということですが、先ほど坂口厚生労働大臣の国会答弁と同じように、大変貴重なご意見いただきましたが、はっきり言って今国会で論議されたのは世界一高い年金、社会保険料という問題が一つありました。ただし、やはり保険料はどんどんどんどん上げていく、給付は下げていく、控除は廃止する。これではやはりたまったものじゃないと思うんですよね。だから、やはりこの請願は可決して、国民年金だけの部分の方々というのは、本当6万円ぐらいで高齢化していった生活は不安になる、こういう状況もありますし、こういう控除が廃止になることは大変な負担にもなりますので、ぜひ私はこの請願は可決すべきだという討論をして終わります。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する副委員長の報告は採択です。副委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

採択 賛成13名、反対5名 午前11時56分

議長（村山弘行議員） 次に、請願第3号「太宰府市の保育行政に対する基本認識について説明を求める請願」について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する副委員長の報告は採択です。副委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

採択 賛成18名、反対0名 午前11時57分

議長（村山弘行議員） ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第27 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第27、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に審査付託されました請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」については、3月5日に委員全員出席のもと委員会を開き審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

複数の委員から、今現在中学校給食・少子高齢化問題特別委員会を設置し、この請願の趣旨の内容を含め研究、検討中のため、継続審査をお願いしたいとの意見が出されました。

したがって、この請願を継続審査することで採決した結果、委員全員一致で請願第4号については継続審査すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ただいま総務文教常任委員長より、特別委員会で調査研究のためにこの請願については継続審査になったとのご報告がありました。私は、その特別委員会の委員であり、またこの請願の紹介議員でもございますが、この中学校給食・少子高齢化特別委員会が設置された目的と、この請願の趣旨が中学校給食の実施を要望するという意味においては全く相反するものではないと私は思っておりますので、次の議会におきましては、ぜひ前向きな審議がなされますことを希望いたします。継続審査に賛成をいたします。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

継続審査 賛成18名、反対0名 午後1時03分

~~~~~

日程第28 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第28、請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯 修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託されまし

た請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し審査いたしましたところ、委員から、平成16年度の予算にも反映されてくるものでもあり、16年度予算案を審議する中で、この請願についての取り扱いを考えたいため、継続審査としていただきたいとの意見が出され、継続審査にすることについて採決いたしました。

採決の結果、委員全員一致で請願第5号につきましては継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第5号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対0名 午後1時05分

~~~~~

日程第29 意見書第1号 年金課税の改正実施の見送りを求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第29、意見書第1号「年金課税の改正実施の見送りを求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） 意見書第1号「年金課税の改正実施の見送りを求める意見書」を提案いたします。

提案者は、私力丸義行と賛成者安部陽議員、岡部茂夫議員、山路一恵議員、安部啓治議員です。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は昨年12月、平成16年度税制改正案の中で、年金の課税強化を決定しました。しかし、この改正案は、年金生活者に対する増税案であるとともに、実質的な年金の引き下げを行うことを意味します。現在、年金生活者は、健康保険法の改正による医療費の増及び介護保険料の改正増等により社会保障費に係わる公的負担が急速に増大している中で、これ以上の公的負担を強いられれば、生活環境の急激な悪化を被ることになります。したがって、私たちは、この急激な生活環境の悪化を避けるため、年金課税の改正実施を当面見送っていただくことが肝要だと考えます。

なお、送付先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

以上、当面年金課税の改正実施を見送っていただく旨の意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、皆様方の賛同を求めまして説明を終わります。

議長（村山弘行議員） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど請願で述べたとおり、反対をさせていただきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成13名、反対5名 午後1時08分

~~~~~

日程第30と日程第31を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第30、「太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について」及び日程第31、「太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第30及び日程第31を一括議題とします。

日程第30及び日程第31は、各特別委員会に付託しておりましたので、各委員長の中間調査報告を求めます。

まず、太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告を求めます。

太宰府市まちづくり総合問題特別委員長 安部啓治議員。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

10番（安部啓治議員） それでは、太宰府市まちづくり総合問題特別委員会につきまして、これまでの調査内容等を本定例会において中間報告いたします。

当委員会は、平成15年9月19日の本会議において、近年開館予定の（仮称）九州国立博物館を核にした、市長の提唱する市内まるごと博物館におけるまちづくり及び（仮称）JR太宰府駅建設問題をはじめとする市域における交通問題等を含め、さまざまな見地から調査研究する必要から議員発議され、議員10名の構成により設置され、その後計6回にわたり開催し、本委員会では最初に執行部より現在計画中の宰府地区周辺、高雄地区周辺及び佐野東地区周辺のまちづくり等について全体説明を受け、その後本年1月20日に国立博物館散策路整備事業、地域活性化複合施設周辺、高雄公園予定地、高雄中央通り線、（仮称）JR太宰府駅建設予定地、県立看護学校跡地及び佐野東周辺について現地調査し、執行部よりこれらのまちづくりについての現況説明、並びに資料提出を受けました。

その後の委員会において、今後の重点調査項目として、これらの進捗を考慮に入れながら、鋭意開催していくこととし、特に（仮称）JR太宰府駅関連については、以前の太宰府市総合交通問題対策調査特別委員会の実績とその後の経過もあることから、これらも踏襲していくことで意見の一致を見ました。

宰府周辺のまちづくりについては、空き店舗対策と観光客の回遊性についての仕掛けが必要ではないかとの意見があり、国博散策路整備事業については、用途地域の見直しについてや、博物館との接続状況について等質疑があり、用途地域の見直しについては、この散策路を境目として北側が第一種住居地域であり、南側が第一種低層住居地域で、住居地域から商業地域への用途を変更する手続は難しくないという執行部の回答でした。

高雄地区のまちづくりについて、高雄公園については、今後他の利用度の高い公園の研究をしていこうという意見がっております。

まほろば号の高雄地区乗り入れについては、予定路線及び一部西鉄バスとの競合部分につい

での質問があり、今後の課題との執行部の回答でした。

その後、本年2月16、17日には、湯布院町、豊後高田市のまちづくりについて行政視察を実施しましたが、詳細につきましては報告書をご覧いただきたいと思います。

以上、調査研究は緒についたばかりですが、できる限り早期に当委員会としての提言をしたいと考えております。

以上で中間報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

次に、太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告を求めます。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員長 小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間報告を行います。

中学校給食実施に向けた教育環境改善や、乳幼児医療をはじめとした子育て支援、高齢者支援などの少子・高齢化問題の調査研究のため、平成15年9月19日に本特別委員会は設置されました。現在まで4回の委員会を開催し、現場の実情を実際に見て勉強した方がいいとの各委員の意見を重視し、本年1月20日に平成15年5月選択制弁当給食を導入した春日市で視察を行い、平成16年2月9日には弁当の予約販売を実施している神奈川県相模原市、翌10日には子育て支援の先進地である東京都武蔵野市、また昨日3月23日には児童虐待の現状を調査のため、福岡県中央児童相談所の行政視察を行いました。

これまで開催された委員会と、行政視察の調査報告をいたします。

まず、中学校給食問題においては、春日市をはじめ神奈川県相模原市や近隣市町村などの状況を調査研究する中で、実施されている自治体のさまざまな問題、ご努力を目の当たりにし、太宰府市の財政状況などをかんがみながら、太宰府市にとってこれからどのような方式が適当なのかを考えていく必要があると感じました。そのためにも、まず保護者や生徒の要望、費用負担の問題、メニューの問題など市民の意見やニーズを広く聞くためにアンケート調査を行い、データに基づく分析、今後の方針を打ち立てていく必要があるとの意見が出されました。生徒たちが健康で充実した中学校生活を送るために、中学校給食の早期導入に向かって検討していく必要性は大きいとの意見合意がなされました。特別委員会では、今後、実施に向け調査研究を重ねるとともに、これまで検討した結果を踏まえて、執行部にアンケート実施に向けての働きかけを行っていきたいと考えております。

次に、少子・高齢化の問題においてですが、東京都武蔵野市の総合的な子育て支援事業と、0歳から3歳までの乳幼児とその母親を対象とした日本で初めての公共施設「0123吉祥

寺」、「0123はらっぱ」を実際に見学してまいりました。親子でいつでも来館し、楽しく遊び、子育てについて学び合うをモットーにした現場では、さすがに利用者も多く、親子で集い、同じ悩みを持つ子育て世代の不安解消に大いに寄与できていることを実感いたしました。

最後に、春日市にある福岡県中央児童相談所において、福岡県及び太宰府市における児童虐待の現状についてお話を伺ってまいりました。虐待を受けた子どもの深い心の傷や、虐待をした保護者の心理的な状況と、保護者自身が抱えているトラウマを思うと、子育て支援の大切さや地域のコミュニティづくりの重要性を改めて実感いたしました。

今後太宰府市において、今回の視察をどのように生かしていくべきか、核となる太宰府市子育て支援センターでも建設可能ならば、それにこしたことはございませんが、しかし財政的に逼迫した状況の中で、本特別委員会では英知を絞り、これから十分な検討協議を重ねながら、太宰府市独自の施策を検討してまいりたいと思います。

以上、中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今委員長報告を聞いておりまして、大変特別委員会に熱心かつ慎重に審査をしていただき、行政視察をいただいたということを知っておりまして、この内容につきましては、やはり市長それから教育長に中間報告をある一定文書化して、この場には市長さんそれから教育長さんおられますが、やはり報告内容をできれば文章にして、そして提出していただきたいなど。やはり、特別委員会の活動の内容を文書化し、市長、教育長に提出することを私は要求をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 特別答弁ありますか。委員会で検討なり。

12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ただいま質疑がございましたけれども、特別委員会におきましては、この調査項目、そして実態を調査の上、執行部の方に対しまして要望等を行っていきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで報告、質疑を終わります。

~~~~~

日程第32 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第32、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第33 閉会中の継続調査申し出について

議長(村山弘行議員) 日程第33、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において決議されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定いたしました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成16年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成16年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後1時21分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年3月24日

太宰府市議会議長 村 山 弘 行

会議録署名議員 安 部 陽

会議録署名議員 田 川 武 茂